

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」について

令和4(2022)年4月1日に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはなりません。

本法により、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となりました。

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）（令和4年3月18日 文部科学省）より抜粋

各関係者が実施すべき施策等の主な内容として、

（1）児童生徒性暴力等の防止に関する施策については、

- ・ 児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと等について周知徹底を図ること

（2）児童生徒性暴力等の早期発見及び対処に関する施策については、

- ・ 事案の早期発見に努めること
- ・ 学校の設置者が初期段階から積極的に対応し、専門家の協力を得て中立・公正に調査を実施すること
- ・ 放置したり隠蔽したりする場合には、この法の義務違反や信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること

（3）教育職員等の任命又は雇用に関する施策については、

- ・ データベースには当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積していくこと

（4）特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策については、

- ・ 児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であること

- わいせつ行為等の撲滅について（令和4(2022)年3月31日 栃木県教育委員会）

● 児童生徒等との交際は絶対にしない。

● SNS等を使った児童生徒等との私的なやりとりは、絶対に行わない。

メールやSNSが発端となって、わいせつ事案が発生しています。

○ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(抜粋)

(定義)

第二条第3項 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。)第五条から第八条までの罪に当たる行為を行うこと(児童売春の周旋・勧誘、児童ポルノ所持・提供等。①及び②に掲げるものを除く。)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①～③に掲げるものを除く。)
イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第二条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。) その他の身体の一部に触れること。
ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと(①～④に掲げるものを除く。)

(児童生徒性暴力等の禁止)

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

(基本理念)

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に係る重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。
- 4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由(解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。)となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。
- 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。